平成２９年（フ）第５０号
札幌市中央区南12条西１丁目２番25―803号、破産手続申立時の住所奈良市押小路町３―２―101
債務者　松本　桜子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
奈良県生駒市西菜畑町1745番地１　リボーン西菜畑　107
債務者　上田　晴久
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市大覚寺93番地26　アネックスＫ103号
債務者　岡野加代子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６４号
広島市安芸区中野東５丁目38番３号
債務者　渡辺　裕美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６６号
広島市中区舟入南４丁目３番17―403号
債務者　豊田　和美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７０号
広島市南区東雲本町１丁目８番15―501号
債務者　宮岡　裕加（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
山口県下関市菊川町大字田部1137番地16
債務者　野中チエミ
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
山口県下関市小月茶屋３丁目18番６号　リヴェールＤ　103号
債務者　川崎　恵介
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
山口県下関市大学町４丁目１番16号、旧住所山口県下関市一の宮町１丁目３番30号
債務者　田中　泰子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
山口県下関市新垢田南町３丁目３番Ｒ８―208号
債務者　楠元　章功
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
愛媛県四国中央市三島宮川１丁目６番26号、前住所愛媛県四国中央市三島朝日３丁目２番18号
債務者　富家　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１７１号
熊本市北区梶尾町1298番地20
債務者　長尾　正臣
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
宮崎市大字田吉202番地　エアリー赤江305号、前住所宮崎市瀬頭２丁目９番２号　ベルトピア宮崎13―501号
債務者　磯崎ますみ
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４２号
宮崎県都城市菓子野町11631番地
債務者　鵜島三智子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３６号
宮城県加美郡加美町字新小路75番地２
債務者　菅原　善晴
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
宮城県栗原市若柳字川北古川105番地５
債務者　田村　達朗
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係